

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS 法) の概要

1. RPS 法とは^{1, 2}

電気事業者に、新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付けた法律であり、新エネルギー利用の拡大を目的としている。2003 年 4 月に全面施行されている。

対象となる新エネルギー	風力、太陽光、地熱、小規模水力、バイオマス発電 (廃棄物発電及び燃料電池による発電のうちのバイオマス成分を含む)
新エネルギーの利用目標量	2010 年までに新エネルギーを 122 億 kWh (総電気供給量の 1.35%) にまで拡大する。 ³
義務の履行方法	1. 自ら新エネルギー等により発電する。 2. 他の発電事業者が新エネルギー等で発電した「新エネルギー等電気」を購入する。 3. 新エネルギー等電気相当量 (以下、RPS 相当量) を購入する。
新エネルギー等電気及び新エネルギー等電気相当量の取引方法	電気と RPS 相当量を併せて売却した場合には電気事業者が届出を行い、RPS 相当量だけを電気事業者に売却した際は新エネルギー発電者が届け出を行う。RPS 相当量だけが取引された時は、電子口座で管理される。

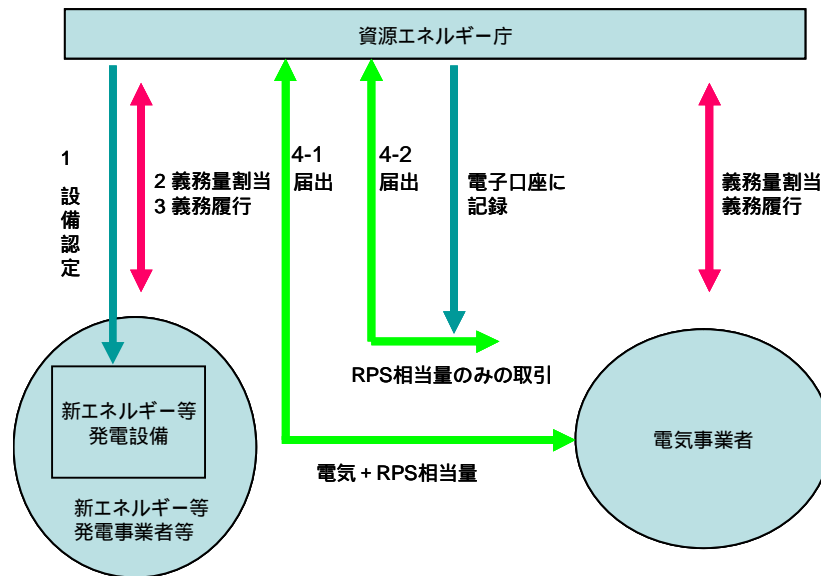


図 1 新エネルギー等電気及び RPS 相当量の取引概念図

出典：^{1, 2}を基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

¹ RPS 法 Web サイト (<http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/top/toplink-1.html>) (参照：2008 年 5 月 12 日)

² 経済産業省九州経済産業局 Web サイト (http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/shin_ene/hourei/rps.htm) (参照：2008 年 5 月 12 日)

³ 経済産業省告示 第 106 号「平成 19 年度以降の 8 年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標」平成 19 年 3 月 30 日交付

2. 新エネルギー等供給量・価格の現状について

平成 16 年度から義務が課せられた事業者全てが RPS 法の義務を履行しており、平成 18 年度には義務量約 44 億 kWh に対し約 65 億 kWh(国内総発電量の約 1%)の新エネルギーが供給されている。内訳は、風力とバイオマスの供給量が増加しており(図 2)、新エネルギー等供給量に占める割合でみると風力と太陽光のシェアが拡大している(表 1)。太陽光発電は以下の理由から、義務達成量を 2 倍にカウントするという優遇措置が平成 23 年度から取られることとなった⁴。

(理由)

現時点では、他の新エネルギー等の発電法と比べ発電コストが高いが、太陽光発電は技術革新の余地が大きく、普及により大幅なコストダウンが見込まれる全国的に普及させ易い

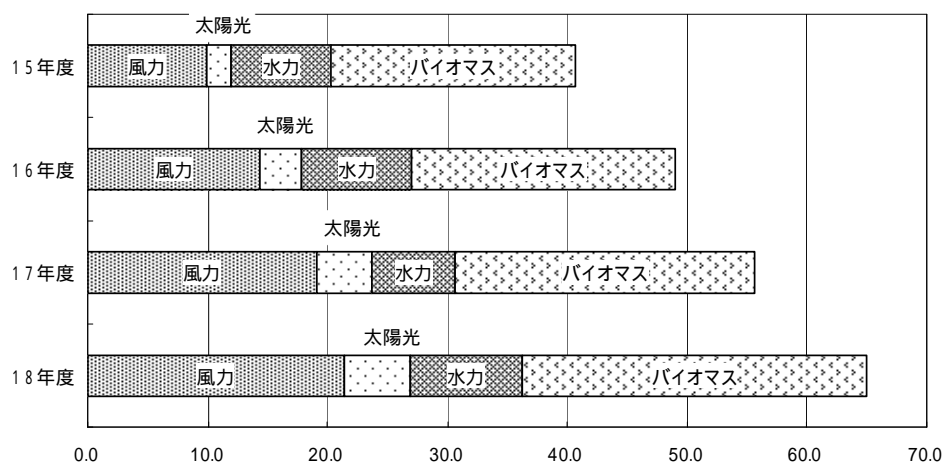


図 2 新エネルギー等発電設備からの供給総量の経年変化(億 kWh)

出典：経済産業省 ニュースリリース「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の平成 18 年度の施行状況について」平成 19 年 7 月 9 日

表 1 . 各発電方法の総量に占める割合(%)⁵

	風力	太陽光	水力	バイオマス
H15	24	5	21	50
H16	29	7	19	45
H17	34	8	13	45
H18	33	8	14	44

表 2 . 平成 18 年度における各発電方法による「RPS 相当量 + 電気」の価格(円/kWh)⁶

風力	太陽光	水力	バイオマス
10.7	19~23	8.4	7.7

⁴ RPS 法 Web サイト (<http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/top/toplink-4.html>) (参照: 2008 年 5 月 12 日)

⁵ 経済産業省ニュースリリース「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の平成 18 年度の施行状況について」平成 19 年 7 月 9 日を基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

⁶ 「新エネルギー対策について」柏木孝夫 中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合(第 26 回)資料 9

3 . RPS 法の義務量とバンキング

当該年度の義務量以上に新エネルギー等からの電気を供給した場合、義務超過量を次年度の義務履行に充てるために持ち越したり、新エネルギー等発電事業者が次年度まで RPS 相当量を持ち越すことができる。これをバンキングと言う⁷。

RPS 法の義務履行及びバンキング状況の推移を見ると、RPS 施行時から先行的な投資により義務達成量を大きく上回る新エネルギーが供給された。その結果、平成 17 年度で既にバンキング量は 21 億 kWh となっており、その量は義務量の約 50%を超えている。ちなみに、このバンキング量は同年のグリーン電力証書発行量（約 1.1 億 kWh）の約 20 倍の規模となっている。

平成 18 年にはバンキング量が義務量に匹敵することが見込まれていたことから、RPS 相当量の価格下落等を起こすおそれがあることを懸念し、平成 18 年 3 月の RPS 法小委員会において義務量が上方修正され、平成 25 年には現在の 2 倍以上の義務量が目標値として設定された（表 3）。

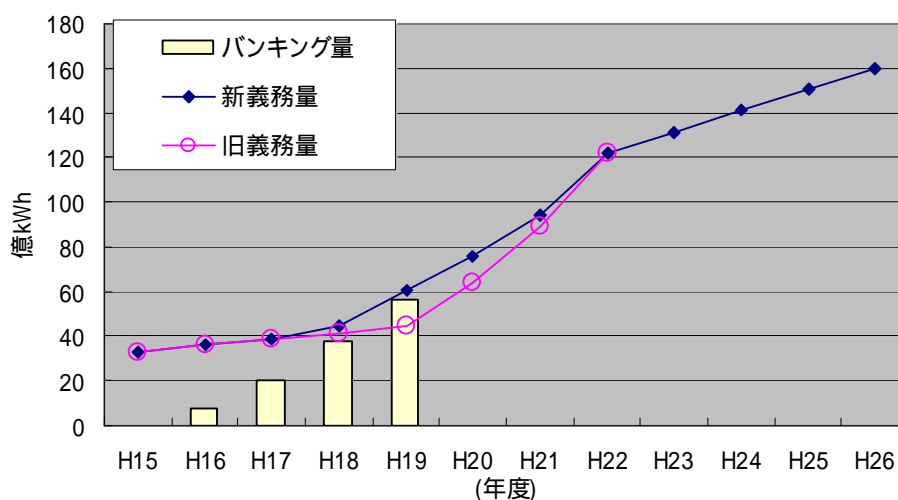


図 3 RPS 法の新・旧義務量とバンキング量の推移

出典：「新エネルギー対策について」柏木孝夫 中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 合同会合（第 26 回）資料 9 を基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

⁷ 経済産業省 ニュースリリース「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の平成 17 年度の施行状況について」平成 18 年 7 月 7 日